

県立高校における生徒一人一台端末の導入についての大切なお知らせ

小中学校では、国の「GIGAスクール構想」により、一人一台端末の整備が進み、県内の多くの市町村立学校でも、一人一台端末を活用した授業が始まっています。

島根県教育委員会では、こうした子どもたちの学びの連続性を考慮して、県立高校において、令和4年度の入学生から、県が斡旋するパソコン端末をご購入いただき、生徒一人一台端末を活用した学びを推進していくこととしています。

お知らせ①

パソコン端末等購入価格

◎購入の際にご家庭で負担いただく金額：44,000円

※この代金は、学習者用パソコン端末等代金総額66,000円から、県の3分の1支援額(22,000円)を差し引いた額となります。

上記代金に含まれるもの

端末本体(Chromebook)、端末管理ツール、タッチペン、保護バッグ、3年間の端末保証



パソコン端末等の購入時期

◎県立高等学校の合格発表時(3月)の合格通知に併せて、購入チラシを配付いたします。

※チラシに記載してあるWebサイト上から注文していただきます(購入した端末は入学後に各学校で配付)。

お知らせ②

10月8日(金)を締切としていましたが、申請期限を3月まで延長します

学習者用パソコン端末等を準備する方法(下記3パターン)について、ご家庭で検討いただき、必要な手続きをお願いします。なお、申請書類等は9月に各中学校から配付しておりますが、お手元にない場合は下記問い合わせ先にご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。

【②と③の場合は、可能な限り早期の手続きをお願いします】

① 学習者用端末を一括支払で購入する場合

☞ 今回、手続等は必要ありません。

② 学習者用端末を分割支払で購入する場合 ※所得制限等の要件なし

☞ 公益財団法人島根県育英会に対して、奨学金貸与の手続きが必要となりますので、9月に配付している「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生案内(願書付)」を参照の上、願書の提出をお願いします。

③ 学校から貸出用端末の貸与を希望する場合 ※要件あり

☞ 島根県教育庁教育指導課に対して、貸出用端末の貸与の手続きが必要となりますので、9月に配付している「県立高校での貸出用端末の貸与希望申請について」のチラシを参照の上、要件を確認したうえで、申請書の提出をお願いします。



お問い合わせ先

■県立高校での貸出用端末の貸与希望申請について
島根県教育庁教育指導課
〒690-8502
松江市殿町1番地
TEL:0852-22-6857, 6863
Mail:shidou@pref.shimane.lg.jp



■県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生案内(願書付)について
公益財団法人 島根県育英会
〒690-0887
松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
TEL:0852-28-1981
Mail:info@shimane-ikuei.or.jp



分割支払・貸出用端末共通の Q & A

Q₁ 現時点では、県立高校に進学するか、県立高校以外に進学するのかまだ決めていません。どうしたらいいのでしょうか？

A₁ 分割支払や貸出用端末を希望される場合は、今回申請手続きをしてください。

Q₂ 分割支払(奨学金)の申込みや貸出用端末の申請をしていましたが、最終的に県立高校以外に進路変更した場合はどうなりますか？

A₂ 県立高校以外に進学が決まった場合であっても、取り下げなどの手続きは必要ありません。

Q₃ 各中学校から配付された申請書類が見当たらないですが、どうすればよいですか？

A₃ ホームページからご確認いただくか、島根県教育庁教育指導課までご連絡をお願いします。

貸出用端末についての Q & A

Q₁ 貸出用端末は個人負担で購入する生徒が所持する端末と外観や機種が異なりますか？

A₁ 個人負担で購入する生徒が所持する端末と貸出用端末は同一機種であり、外観も同じです。

Q₂ 申請者(借受者)は学年が上がるごとに、延長の申請が必要ですか？

A₂ 3年を1区切りで貸し出しますので、延長の申請は必要ありません。

Q₃ 貸出用端末を家庭に持ち帰ることはありますか？

A₃ 基本的に毎日持ち帰り、活用していただきます。
なお、端末の充電については、各家庭でお願いします。



Q₄ 家庭での通信料は誰が負担するのですか？

A₄ ご家庭で負担をお願いします。なお、ご家庭にWi-Fi機器がない場合は、学校からWi-Fiルーターのみを貸し出しますが、この手続きは、入学後に行っていただきます。ただし、この場合における通信契約は各家庭でお願いします。